

# 公益社団法人 茨城県臨床検査技師会 精度保証委員会内規

## 第1章 目的

(目的)

第1条 県内各施設の臨床検査データ標準化および精度保証施設認証に関する事項を効率的かつ円滑に運営することを目的とし、精度保証委員会(以下「委員会」という)を設置し、必要な事項を検討する。

## 第2章 委員会

(委員の構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる者を充て、委員長がこれを命ずる。

第3条 委員長は、茨臨技会長が兼務する。

第4条 副委員長は、茨臨技会長が命ずるものとする。

第5条 委員は、茨臨技副会長(学術)、基幹施設代表者、茨臨技学術部長、茨臨技学術部精度管理担当理事、茨城県データ標準化および茨臨技での精度管理に関する実績がある者とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、茨臨技の事務所で行う。

2 委員会の庶務を執行するために書記をおく。

## 第3章 委員会の開催

(開催)

第7条 委員会は原則として、年3回以上開催するものとし、委員長がこれを召集する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括し会議の議長となる。

3 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(内容)

第8条 委員会においては、次の事項を協議議決し、実施にあたる。

(1) 県内の各施設における臨床検査データ標準化および臨床検査データ精度保証に関する事項を行う。

(2) 県内の精度保証施設を認証するための審査を行う。

(3) 日臨技精度保障事業部へ報告を行う。

- (4) 日臨技主催事業に関する研修を行う。
- (5) 他、臨床検査データ標準化および臨床検査精度保証に関して必要な事項を行う。

#### 第4章 その他

(その他)

第9条 この要項に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

#### 第5章 附 則

(改廃)

第10条 この内規の改廃は理事会の議決による。

(付則)

1 この内規は平成 25年 8月 1日より実施する。